

緑丘会札幌支部会則

改訂平成 6 年 6 月 23 日 定時総会
改訂平成 17 年 6 月 15 日 定時総会
改訂平成 25 年 2 月 11 日 臨時総会
最終改訂平成 27 年 6 月 13 日 定時総会

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は緑丘会札幌支部と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校及び緑丘会の向上発展に質するをもって目的とする。
- 第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成する為次の事業を行う。
1. 母校並びに緑丘会本部各支部との連絡協調
 2. 会員名簿及び部報等の発行
 3. 総会その他の会合
 4. その他本会の目的を達するに必要な事項
- 第 4 条 本会は札幌市及びその近郊に勤務又は居住する緑丘会員を以て組織する。
- 第 5 条 本会事務所を 札幌市中央区北 5 条西 5 丁目 7 sapporo55 ビル 3 階
小樽商科大学 札幌サテライト内に置く。
- 第 6 条 本会には支部会則、会員名簿、役員会及び総会決議並びに諸規則等を整備して置くものとする。

第二章 総 会

- 第 7 条 本会は毎年定時総会を開催し会務の報告その他重要事項の決議をするものとする。必要に応じ臨時総会を開催することができる。

第三章 役 員

- 第 8 条 本会の会務を執行するために次の役員を置く。
1. 支部長 1 名、副支部長 若干名、監事 2 名
 2. 常任監事 若干名、内幹事長 1 名、副幹事長 若干名
 3. 年度幹事 各期より 2 名以上
- 第 9 条 支部長、副支部長および監事は総会に於いて選任する。
支部長は本会を代表し会務を掌握する。支部長は総会並びに役員会の議長となる。
副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を行う。
監事は支部の会計を監査する。
- 第 10 条 年度幹事の選任は、同期会に於いて、その会員の中から 2 名以上を選び支部に報告してこれを行う。所定期間中に報告のない時は役員会に於いて選任する。
年度幹事は各自の属する同期会員の代表として常任幹事を扶け、また同期会員の連絡の衝に当たる。

支部長は年度幹事の中から幹事長、副幹事長を指名し総会の承認を得る。
常任幹事の選任は年度幹事の中から支部長が指名してこれを行う。但し、必要に応じ年度幹事以外の会員を選任することができる。

幹事長、副幹事長、常任幹事は支部長を補佐し、会務を処理する。

第11条 支部長、副支部長、幹事長、副幹事長および常任幹事をもって常任役員会を組織し、支部の重要事項を審議する。

監事は役員会に出席し審議の経過を了知する。

第12条 役員任期は満2年とする。但し重任することができる。役員に欠員が生じても特に必要のある場合の外は次の総会まで補充を延期することができる。

補欠又は増員の役員任期は凡て前役員残存期間とする。

第13条 本会に功労ある者を顧問又は相談役に推薦することができる。

顧問及び相談役は必要ある場合は会の運営について常任役員に意見を述べ、又その諮問に応ずる。

第四章 委員会

第14条 会務を運営するため役員会の決議をもって必要に応じ委員会を設置することができる。

第五章 会計

第15条 本会の経費は会費又は寄付金等によりこれを支弁する。会費は会員これを負担し年額3,000円とする。

第16条 本会の会計は毎年定時総会に於いて其の収支決算を報告して承認を求めるものとする。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

第18条 本会会則は総会の決議に依らねば変更することはできない。

第19条 本則に規定しないもので慣例となるものは取扱規則として別に記録保存するものとする。